原判決中、控訴人敗訴の部分をつぎのとおり変更する。 控訴人は被控訴人Aに対し金三〇万円、被控訴人Bに対し金五万円、お よび右各金員に対する昭和三九年四月二一日から完済に至るまで年五分の割合によ る金員を支払え。

被控訴人両名のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は、第一、二審を通じ、被控訴人Aと控訴人との間に生じた分を各五分し、それぞれその一を控訴人の負担とし、その余を各当該被控訴人の負担 とする。

この判決の第二項はかりに執行することができる。

控訴代理人は「原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。被控訴人らの請求を棄却 する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、被 控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張と証拠関係は、左に付加するほか、原判決事実摘示のとおりで あるから、これを引用する。

控訴代理人は、

本件信号機の燈火の発散角度は、左方右方および下方にそれぞれ六〇度以 上になるように設計されている(道路交通法施行規則第四条では、これが各四五度 以上であることとされている)ところ、本件横断歩道西端から本件信号機の見通し 角度は約四七ないし五五度であるから、これが横断歩行者の健常視野(一眼で外方 に約七〇度以上)内に入ることは明らかであり、この程度の例はごく普通にみられ、何ら歩行者に難きを強いるものではない。また、本件信号機の位置を本件横断 歩道寄りに接近させるとか、あるいは本件信号機のほかに別の一般信号機を設置す ることは、車輌および他の横断歩道の交通規制上適当でないし、本件横断歩道に歩 行者専用信号機を設置することも、当時の交通量(歩行者数)からみて、緊急の必 要性があったとは考えられない。しかも、歩行者専用信号機を設置するかどうかは、都公安委員会の自由裁量であって、これの設置義務があるわけではないのである。したがって、本件につき信号機設置についての瑕疵はない。

二、信号機の設置者は、歩行者が交通法規を守り自己の安全保持のため必要な 注意を怠らないことを信頼して、信号機を設置すれば足り、交通法規を守らず必要 最低限度の注意能力も有しない歩行者が信号機の存在とその表示に気付かないで事 故をおこすことまで予想して信号機の位置を定めなかつたからといつて、信号機の 設置に瑕疵があることにはならない(信頼の原則)

本件において、被控訴人Aは、酒に酔つて、信号機の赤色信号にも、交通整理の警察官の横断制止にも、接近する電車の軌音(約八五ホーンで普通の騒音より約一〇ホーンも大きい)やその警音器の音響(約九四ホーンで普通の騒音より約二〇ホーンも大きい)にさえも気付かず、軌道に接する地点からは、あたかも軌道内を進 行する如く、接近する電車に背を向け、この間終始うつむいて歩いていたもので、 このようにして信号を見落して事故にあつた歩行者は他に例がない。それほどに注 意能力の異常に劣る歩行者の存在を予想し、これを標準として信号機を設置しなけ れば、瑕疵があることになるとは、とうてい解しえない。と述べ、丙第一ないし第 五号証を提出し、当審における検証の結果を援用した。 被控訴代理人は、控訴人の右主張を争い、丙第一、四、五号証の成立を認め、丙

第二、三号証の成立は不知と述べた。

本件事故発生とその状況、本件道路、横断歩道、信号機の状態とその設置 管理権限の所在、これらの設置管理についての瑕疵の有無、信号機設置の瑕疵と本 件事故との因果関係等に関する当裁判所の認定、ならびに控訴人の各抗弁に対する 判断は、控訴人の当審での主張にかんがみ左に付加するほかは、すべて原判決理由

-ないし六項記載のとおりであるから、これを引用する。 原審および当審における検証の結果によると、本件信号機の燈火は、当時、本件 横断歩道西端から見て、正面より右へ約四七ないし五五度の見通し角度をもつて支 障なく見通しえたものであることが認められる。しかし、信号機はただ単に見えさ えすればよいというものではない。たとえ見えても、それがはたしてどこの通行を どのように規制しているのかが容易に判別できるのでなければ、信号機としての機 能を十分に果しているとはいえないのであり、横断歩道を横断しようとする歩行者 にとつては、その横断を規制する信号機の所在が即座にわかるよらな状態にあるこ

とが、とりわけ重要である。単に道路が十字に交差しその四隅に横断歩道があると いうだけの簡単な構造の交差点であるならば、どちらの方向へ横断するにせよ、信 号機による規制を認識することはおおむね容易で、誤解の余地はないといえよう。 ところが、本件の交差点は、当時、原判決添付図面のように、東急田園都市線路面 軌道が南方から進入し、交差点中央を通つて、ゆるく東に曲りながら、東側歩道を 横切つて北東の二子玉川園駅に入るようになつており、このため普通なら交差点北 端に接着して位置するであろう横断歩道がさらに約一六米も北寄りのちようど右軌 道が東側歩道に接する直前付近に設けられていて、しかも電車進入時には本件信号 機を含むすべての信号機が(南向き補助信号機を除いては)すべて赤色を表示するという、他に例の少いこみいつた構造になつていたのであり、このように複雑特殊 な機構の交差点では、被控訴人Aのように、土地に不案内な歩行者が時として本件 横断歩道における横断の許否の判断を誤る〈要旨〉おそれなしとしないこと、原判示のとおりである。かかる特殊性を無視し、普通の十字路と同じように考え、〈/要旨〉 本件横断歩道の西端に立つて斜め右を見れば当然本件信号機の信号が目に入るはずであるとの故をもつて、横断の規制に欠くるところがないとするのは、信号機の設置管理者として安易に過ぎるものといわなければならない。道路における危険を防 正し交通の安全と円滑を図る職責を有する都公安委員会としては、別に歩行者専用 信号機を設けるなどの方法により、本件横断歩道を横断しようとする者をして錯覚 ないし見落しの余地なからしめてこそ、信号機の設置につき瑕疵がないということ ができたのである(なお控訴人は、信号機の設置は公安委員会の自由裁量であると いうが、これを事実行為と区別された意味での行政行為と解し、自由裁量か覊束裁 量かを論じうるものであるかどうかは、きわめて疑問である。しかし本件では公の 営造物の客観的な瑕疵を問題とすればよいのであるから、この点の論議は殆んど重 要ではない。かりに控訴人の主張するように行政上これが自由裁量だとしても、そ れだけでは本件横断歩道の個所に別に信号機を備えなかつたことによる民事上の賠 償責任を免れうることにはならない)

- 二、そこで次に損害について判断する。
- (一) 被控訴人Aは本件事故後、入院通院治療費として金二九万〇八三一円、付添看護婦に少なくとも金七万円を支払つたこと、しかし氷代、牛乳代の支出は未だこれを認めえないこと、被控訴人Aの逸出利益は金一〇四万七四四八円と認むべきこと、以上は原判決理由七項(一)(二)に記載のとおりである。しかるところ、被控訴人Aには原判示のよらに事故発生につき相当重大な過失があり、その態様に照らすと、これをかなり大幅に斟酌する必要があるというべく、右財産上の損害額合計一四〇万八二七九円のうち控訴人をして賠償せしむべき額は金三〇万円が相当であると認める。
- (二) 被控訴人Aの受傷の態様とその後の経過、被控訴人Bのこの間における看護と心労は、原判決理由七項(三)記載のとおりで、直接の被害者である被控訴人Aが多大の精神的苦痛をうけたのはもとより、右傷害のきわめて重い状況からして、被害者の妻である被控訴人Bも被害者の死亡した場合に比し著しく劣らないほどの精神的苦痛をうけたものと認められ、したがつて被控訴人らはそれぞれ独自に慰藉料請求権を取消したものと解すべきである。そして前認定の本件事故の態様を考慮し、被控訴人Aの過失も斟酌して、慰藉料額は被控訴人Aにつき金一五万円、被控訴人Bにつき金五万円をもつて相当と認める。

(三) 被控訴人らが東京急行電鉄株式会社との間において、本件事故に基づく 損害賠償請求事件につき裁判上の和解をなし、損害賠償として同会社から金一五万 円の支払いをうけ、これを被控訴人Aの右慰藉料に充当したことは、当事者間に争 いがない。

三、 以上により、被控訴人らの本訴請求は、被控訴人Aにつき前項(一)の金三〇万円((二)の慰藉料は東急電鉄の弁済により消滅)、被控訴人Bにつき、(二)の金五万円、および右各金員に対する昭和三九年四月二一日から完済に至るまで年五分の割合の遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ理由があり、その余は失当である。よつて右と異なる原判決を変更し、訴訟費用につき民事訴訟法第九六条、第九二条、第九三条、仮執行の宣言につき同法第一九六条を各適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 近藤完爾 裁判官 小堀勇 裁判官 藤井正雄) 別 紙

<記載内容は末尾1添付>